

I 第2期計画の概要

1 計画策定の趣旨

- ・ 現行計画期間中、中学校の学校部活動の地域展開を実施する市町が増加する一方で、部活動の地域展開に向けた方針策定や体制構築等に時間を要し進捗に課題が見られる市町村もある。県内の学校部活動を地域展開し、地域クラブ活動を一層推進するためには、より実効性の高い支援策等が必要である。
- ・ 現行計画の進捗状況や国のガイドライン*1を踏まえ、地域クラブ活動の推進に関する県の基本方針や具体的な取組等を示す。



将来にわたって生徒一人一人が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保及び充実を図る。

*1 文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」令和7年12月策定

2 計画の位置付け

- ・ 国ガイドラインにおいて、「広域自治体としてリーダーシップを発揮し、都道府県全体としての改革方針を示す」とされたことを踏まえて策定する。

3 計画期間

- ・ 令和8年度～令和10年度



※令和8年度から令和13年度までの6年間で「改革実行期間」と位置付け、前期3年間及び後期3年間とし、前期の終了時に、改革の進捗状況等について「中間評価」を実施する。

Ⅱ 現行計画における県の主な取組と成果・課題

取組 ・市町村及び総合型地域スポーツクラブ・民間事業者等に委託して地域展開に関する実証事業*²を実施した。

【事例：上尾市における実証事業の概要（令和7年度）】

基本方針	休日に生徒が自己の興味関心に合わせた活動を継続的に選択できるようにする
実施種目	21種目（ソフトテニス、バスケットボール、サッカー、野球、陸上等）
拠点数	27拠点（種目によって市内に1以上の拠点で実施）
運営団体	NPO法人
実施主体	地域で活動するスポーツ・文化芸術団体（地域指導者を公募し実施主体と接続）
実施期間	年間
活動場所	学校、公共施設
参加費等	参加費：500円（1回あたり） 年会費：3,300円



※実証事業において、学校の枠を越え、学校部活動にはない、生徒のニーズに応じた地域クラブ活動が展開された市町村もあった。

【実践例】ニュースポーツ、ダンス、英会話、プログラミング等

- ・市町村訪問、地域ミーティング*³、実証事業報告会*⁴等を実施し、市町村に情報提供や助言を行った。
- ・シンポジウム*⁵の実施やリーフレット・ポスターの作成・配布等により、県民・関係者の理解促進を図った。

成果 ・休日の地域展開を実施する市町村数 ⇒ **29市町**まで増加

- *² 県から受託した市町村等が学校部活動の地域展開のための条件整備を進め、休日の地域クラブ活動を1以上立ち上げ。得られた成果等を県内市町村等で共有。
- *³ 市町村担当者や地域クラブ活動関係団体等との協議会、県内各地域で実施。
- *⁴ 実証事業に参加している市町の実践報告及び市町村担当者による協議を実施。
- *⁵ 県内外の好事例の紹介、有識者によるパネルディスカッション、協議等を実施。

課題 ・休日における学校部活動については、いまだ多くの学校で実施しており、学校部活動から地域クラブ活動への完全な展開に向けては、様々な課題がある。

Ⅲ 第2期計画の基本理念と基本方針

1 基本理念

- ・地域全体で関係者が連携して活動を支える
- ・学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出する
- ・活動を希望する全ての生徒が多種多様な選択肢の中から活動に参加できる環境を目指す

2 基本方針

- ・改革実行期間（令和13年度）内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現
- ・現時点で着手していない地方公共団体においても、改革実行期間前期期間（令和10年度）までの間に確実に休日の地域展開等に着手
- ・地域等の実情は多様であることに留意 ▶ 各市町村が主体的に持続可能な体制を構築できるよう支援

3 取組の方向性

県の役割

- ・広域自治体としてリーダーシップを発揮
 - ▶ 県全体の改革方針として本計画を策定
 - ▶ 市町村に対するきめ細かな支援
 - ▶ 広域的な基盤づくり

目指す地域クラブ活動の姿

- ・地域クラブ活動に関する認定制度
地域クラブ活動の指導者の登録制度
- の各市町村における円滑な導入・運営
への支援

障害のある生徒の活動機会の確保

- ・障害の特性に応じた配慮等に関する
指導者研修
- ・障害者スポーツ団体等との連携
など

生徒等のニーズの反映

- ・生徒等のニーズに合った地域クラブ活動
の構築等
- ▶ 生徒等へのアンケート調査などを実施、
その結果を取組に反映

4 計画の指標

1以上の学校部活動の地域展開を実施する市町村数（さいたま市を除く）

現状値：29（令和7年度末） → 目標値：62（令和10年度末）

IV 地域クラブ活動の推進に向けた県の取組

県の取組	
1 関係者間の連携体制の構築 (1) 関係者間のネットワーク構築 (2) スポーツ・文化芸術団体や大学等との連携 (3) 大会・コンクール等主催団体との連携	4 市町村の取組の支援 (1) 市町村の課題を踏まえたきめ細かな支援 (2) 地域との課題共有や多様な団体間で議論を深める場の提供 (3) 県実証事業の成果や好事例等の情報提供
2 県民・関係者等の理解促進 (1) 地域ミーティング及びシンポジウムの開催等 (2) ポスターの掲示及びリーフレットの配布等 (3) 機運醸成に向けた各市町村等への働きかけ	5 地域クラブ活動の持続可能な運営に向けた支援 (1) 学校施設等の有効活用事例に関する周知 (2) 保護者の費用負担の軽減につながる手法の周知等 (3) 経済的に困窮する世帯の生徒への支援に向けた関係機関との連携
3 指導者の質の保障と量の確保 (1) 指導者向け研修機会等の提供及び認定地域クラブ活動指導者登録制度への対応 (2) 指導者人材バンク等の拡充と認定地域クラブ活動指導者の活用 (3) 教員等の兼職兼業制度の適切な運用	

V 推進体制

埼玉県地域クラブ活動推進庁内委員会

- ・ 知事部局及び教育局の関係課で構成
- ・ 各取組の進捗状況や指標の達成状況を定期的に検証・評価し、取組を改善

埼玉県地域クラブ活動推進協議会

- ・ 幅広い分野*6の関係者や学識経験者等で構成
*6 教育・スポーツ・文化芸術・福祉・まちづくり等
- ・ 地域展開の現状や課題について情報共有や協議